

令和 8 年（フ）第 8 8 8 号

宮城県宮城郡松島町高城字町186番地の1
債務者 鈴木 真純

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
仙台地方裁判所第 4 民事部破産係

令和 8 年（フ）第 1 9 号

茨城県古河市西牛谷715番地7 ウッドメイドB棟2号室
債務者 増山 真弓（旧姓兼坂）

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和 8 年（フ）第 1 5 3 号

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏1103番地8
債務者 小林美奈子

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和 8 年（フ）第 1 5 4 号

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏1103番地8
債務者 小林 築

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和 8 年（フ）第 2 5 9 3 号

大阪府門真市大池町39番7号 丹波屋ハウス
債務者 次家 英昭

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 3 7 2 0 号

大阪府寝屋川市太間町14番15号
債務者 身野 友隆

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 3 8 1 7 号

大阪府枚方市宮之阪5丁目9番3号
債務者 内山 陽吉

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 3 8 5 2 号

大阪府高槻市登町2番A27—507号
債務者 竹原 果歩（旧姓中尾）

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 3 8 5 6 号

大阪市東住吉区駒川4丁目3番13号 プログレス駒川 302号
債務者 弘川空こと 黄 健太

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 3 8 5 7 号

大阪府東大阪市俊徳町4丁目6番19号
債務者 ヒーリング整体サロン梵こと 内藤 凡子（旧名直子）

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 3 8 8 6 号

大阪府東大阪市鴻池町2丁目1番2号 平井ビル 405号
債務者 屋島康一郎

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 3 9 5 3 号

大阪市城東区今福南4丁目9番7—506号
債務者 鎌田 京子

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 3 9 8 9 号

大阪府門真市北島町14番15—101号
債務者 宮下みどり

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 4 0 1 7 号

大阪府吹田市千里山霧が丘1番1—210号、
前住所大阪府吹田市千里山西1丁目39番12号（301）
債務者 石渡 大

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 4 0 2 4 号

大阪市西区九条1丁目4番18—202号
債務者 辻内 宏文

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 4 0 4 1 号

大阪府箕面市瀬川4丁目15番41—206号
債務者 寺前 朝香

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 4 0 8 4 号

大阪市西淀川区中島1丁目18番47号 ハピネスれもんの里、前住所大阪市西淀川区姫島1丁目15番16号
債務者 栗本 千代

- 1 決定年月日時 令和 8 年 8 月 24 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 23 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部